

吸収分割にかかる事後備置書類

(簡易吸収分割)

2024年4月1日

株式会社キューソー流通システム

エル・プラットフォーム株式会社

2024年4月1日

各位

東京都調布市調布ヶ丘三丁目50番地1
株式会社キューソー流通システム
代表取締役社長 富田 仁一

千葉県松戸市上本郷65番地1
エル・プラットフォーム株式会社
代表取締役社長 田中 勝久

吸収分割にかかる事後開示書類

(吸収分割会社：

会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：

会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第201条に基づく開示事項)

吸収分割会社：株式会社キューソー流通システム（以下「キューソー流通システム」といいます。）及び吸収分割承継会社：エル・プラットフォーム株式会社（以下「エル・プラットフォーム」といいます。）は、2023年11月27日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2024年4月1日として、キューソー流通システムの松戸地区における倉庫事業の一部（以下「本承継対象事業」といいます。）について、その権利義務をエル・プラットフォームに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いましたので、会社法の規定に基づき、以下のとおり開示いたします。

なお、キューソー流通システムにおいては会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過（株主による吸収分割の差止請求）

キューソー流通システムにおいては、本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
キューソー流通システムにおいては、本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
 - (3) 第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
該当事項はありません。
 - (4) 第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
本吸収分割は、キューソー流通システムからエル・プラットフォームへ債務を承継せず、会社法第 789 条の規定に基づく異議を述べることのできる債権者がいないため、該当事項はありません。
3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（株主による吸収分割の差止請求）
該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）
エル・プラットフォームは会社法第 799 条第 2 項の規定により 2024 年 2 月 1 日付の官報により公告を行いました。なお、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。また、エル・プラットフォームは本吸収分割のために昨年 10 月に設立されたばかりであり、債権者は不在であることから、催告をする必要はありませんでした。
 4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
エル・プラットフォームは、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、2023 年 11 月 27 日付の吸収分割契約の内容及び、キューソー流通システムより、キューソー流通システムが有していた本承継対象事業の権利義務を承継しました。
 5. 会社法第 923 条の規定による変更の登記をした日
2024 年 4 月 1 日
 6. その他本吸収分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

